

広島県告示第五十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営北美台住宅、県営向ヶ丘住宅、県営蔵王住宅、県営高屋住宅、県営引野住宅、県営日吉台住宅、県営城興ヶ丘住宅、県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営港町住宅駐車場、県営泉住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、県営吉津住宅駐車場、県営北美台住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営城興ヶ丘住宅駐車場、県営蔵王住宅駐車場、県営駅家住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車場及び県営高木住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者		名称及び代表者氏名	堀田・誠和共同企業体 代表者 河本 政士
主たる事務所の所在地	尾道市新浜一丁目九番二二号	株式会社 堀田組 代表取締役 河本 政士	
	尾道市新浜一丁目九番二二号	株式会社 誠和 代表取締役 河本 一志	
指定年月日	平成二十二年二月二五日		
管理の期間	平成二十二年四月一日～平成二十七年三月三一日		